

校長・副校長・  
教頭先生に役立つ！



すくすく育て いばらきっ子

【発行日】 平成29年 11月30日〔修正版〕  
【発行者】 茨城県教育庁就学前教育・家庭教育推進室  
電話 (029) 301-5132  
【取材・編集】 一般社団法人 子育てネットワーク ままもり

就学前教育・家庭教育推進室だより

日頃から、本県の就学前教育の充実や家庭教育の推進に向け、ご支援・ご協力いただきありがとうございます。このたび、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざし、学校管理職や幼児教育施設の長、市町村教育委員会等に向け、幼児教育施設や小学校の取組、また、家庭教育支援についての理解を深めていただきたく、「いばらき教育月間」を機に、推進室だよりを発行することといたしました。

取材・編集は、子育てネットワーク「まもり」さんの協力のもと、読みやすくわかりやすい紙面を目指してまいります。

推進室8名全員がネットワークを生かし、フットワーク軽く業務に励んでまいりますので、ぜひ、ご意見などありましたら推進室までご連絡くださいますようお願い申し上げます。



条例啓発ポスター

茨城県教育庁就学前教育・家庭教育推進室長 大崎 弘美

笑顔の花を咲かせよう  
～みんなで支える家庭教育～

～すべての教育の出発点である家庭教育の支援のために～

茨城県家庭教育を支援するための条例 をご紹介します。

この条例は、生活のために必要な習慣や自立心を育み、学校教育や社会生活におけるすべての教育の出発点となる『家庭教育』を、県民全体で支援するというものです。

家庭と学校・地域・行政が手を取り合い、子どもたちの健やかな成長を願う社会を作るもので全22条からなります。平成28年12月28日公布・施行され、議員提案条例として制定されました。住民の代表である議員が提案し条例が制定されるということは、大変意義深いものであるといえます。条例については、ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

【条例ホームページURL】

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/syogai/katei/jyourei/index.html>



こちらのQRコードを携帯電話などで読み取っていただくと  
条例ホームページをご覧いただけます。



主な条文は

#### ★基本理念

保護者が子どもの教育に責任をもつことを基本とし、家庭の自主性を尊重しながら、県、市町村、祖父母、学校や地域が一体的に取り組みます。

また、子どもの個性と多様な家庭に配慮し、幼少期の教育が人格形成のもととなることから、家庭での小学校就学前教育に重点をおいています。

#### ★学校の役割

基本理念をもとに、子どもの健全な成長と心身の調和のとれた発達を図ります。

県及び市町村の家庭教育支援施策に協力するよう努めます。

#### ★家庭における就学前教育の充実、幼稚園等に対する就学前教育の支援

第14、15条では、家庭での就学前教育を充実させるために、県が家庭での学習環境の整備や学習の機会を提供することや、幼稚園等にも必要な支援を行うことを約束しています。

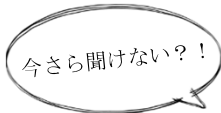


県では、毎年11月1日を「いばらき教育の日」、11月を「いばらき教育月間」とし、県内各地を回り広報活動を行っています。



パネル展示、資料配布の様子

その際、パネル展示などを通して「茨城県家庭教育を支援するための条例」の県民への周知、家庭教育の啓発活動をしています。各施設でも広報グッズの「ポスター」や「卓上のぼり」の設置をお願いします。



## 保育所、認定こども園、幼稚園の特徴

春になると、キラキラと目を輝かせて入学してくる一年生ですが、小学校入学前は様々な環境で過ごしています。今回はそれぞれに特徴が異なる就学前の施設をご紹介します。

施設区分 (関係法)	特徴など	認定区分
保育所 (児童福祉法)	保育を必要とする子どもに対して、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護及び教育を一体的に行う	2・3号
認定こども園 (認定こども園法)	乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して、教育及び保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行う ※保育所と幼稚園の機能や特長を併せもつ施設	1～3号
幼稚園 (学校教育法)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、家庭との連携を図りながら、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して教育を行う	1号

(認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

参考：保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領等

子どもの年齢と保育の必要な時間などにより、1号～3号の「認定区分」が設定されています。

- 1号認定…満3歳以上で、教育を希望する子。(教育標準時間認定)
- 2号認定…満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子。(保育認定)
- 3号認定…満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子。(保育認定)

市町村により定められた、これらの認定区分により、利用できる施設が異なります。

このたび『校長・副校長・教頭先生に役立つ！すくすく育ていばらきっ子』の紙面づくりを担当させていただくこととなりました。皆様のお役に立てるよう精いっぱい努めさせていただきます。どうぞ、宜しくお申し上げます。

一般社団法人 子育てネットワーク ままもり 代表 宮下 嘉代子

一般社団法人 子育てネットワーク ままもり

守谷を中心として活動する子育て支援団体。子育て情報冊子の編集・発行、「木のおもちゃ広場」を開催するなどの木育推進活動、ヨガを通じた家族みんなのすこやかな身体づくり、幼稚園選びの座談会や、子どもとママの防災講座などを県内各地で企画・運営する。2011年に任意団体として発足し、2017年に一般社団法人となる。



ままもり 検索

ままもり ホームページ  
QRコード